

## 第9章 チリにおける改革・制度構築と経済発展

細野昭雄

本書の第6章、第7章および第8章では、アルゼンチンの今日の危機に至るプロセスを明らかにすると共に、危機の構造的要因を、主として、同国における経済改革、制度の構築に関わる諸問題を分析することを通じて考察することを試みた。それは、本書の中心的な研究課題そのものであり、改革の努力にもかかわらず危機に陥ったアルゼンチンは、本書の課題に迫るための重要な一つのケース・スタディーの対象でもある。一方、以下の章では、改革と制度の構築に相当程度成功したケースとしてのチリをとりあげる。まず、本章では、チリにおける改革と制度構築の特徴を考察し、アルゼンチンと比較するとともに、第10章以下の、チリの改革に関する各分野の分析に進むための、予備的考察を行なっておくことしたい。本書の「はじめに」で述べた通り、第10章以下の5つの章は、神戸大学経済経営研究所と旧経済企画庁との共催で行なわれた、チリの改革と経済発展に関するセミナーに提出された論文であり、本章は、このセミナーにおける討議をもとに執筆したものである。

### 1. チリの経験と「チリモデル」

チリはラテンアメリカにおいて最も早く経済改革を開始し、かつ、その成果が80年代半ば以降に顕著となってきたことから、ちょうどこの頃改革をスタートしようとしていた多くのラテンアメリカ諸国に強い影響を与えた。例えば、メネム政権下のアルゼンチンや、フジモリ政権下のペルーにおける経済改革への影響は非常に大きかったと考えられる。

中米諸国を含むラテンアメリカの他の諸国もチリの経験を大いに参考にしており、また、そうした国々がさらに他の国に影響を与えるといった形でチリの経験が広くラテンアメリカ諸国に波及して行ったと言っても過言ではない。例えば、中米のエルサルバドルが和平実現後の1992年以降、チリの経験を参考にした経済改革を行ったこともよく知られている。

このように、チリにおける改革と発展の経験が、他のラテンアメリカ諸国に与えた影響が大きかったことから、チリモデルという言葉も広く用いられている。例えば、「チリ経済モデル」と題する本も出版されている<sup>1</sup>。しかしながら、「チリモデル」とは何かと言う点については、必ずしも、明瞭な定義があるわけではない。英語では、“Chilean Model”と呼ばれ（スペイン語では、Modelo Chileno）、例えば、Perry and Leipziger（1999）もこの言葉を用いており、「チリモデル」が注目される分野として、銀行危機に対する対応、年金政策、新しい輸出市場の開拓、民営化及び、対象を絞った社会政策をあげている。また、「年金システムのチリモデル」と言うように、特定分野の改革のチリにおける経験をチリモデルと呼ぶ場合も少なくない。

---

<sup>1</sup> *Modelo Económico Chileno* と題し、スペイン語で出版されている（Wisecarver, Daniel L.(ed.), 1992）。

しかし、Perry and Leipziger (1999) が指摘するように、市場重視、公共政策のディシプリン、社会政策など、より広く、チリの経験から、他の諸国が学ぶべき経験を指すとの見方も有力である。

さらに、チリを行ってきた比較優位に基づく輸出志向型の発展の戦略を「チリモデル」と呼ぶことも可能である。例えば、Corbo and Tessada (2001) は、そのような意味でこの言葉を使っており、「チリモデル」は「東アジアモデル」に対するきわめて明瞭な対照的モデルであると指摘している。

そこで、本章では、チリにおける70年代半ば以降の経済改革と、その結果として構築されたチリの新たな市場経済と民主主義の枠組みを表現する言葉として、「経済改革と制度構築のチリモデル」と呼び、第3節で検討することとしたい。一方、比較優位に基づく輸出志向の発展戦略を「発展戦略のチリモデル」と呼び、第4節で検討することとしたい。これら、チリモデルに関する考察に先立ち、チリで行なわれた、改革の一般的特徴と、改革の過程に関する考察を第2節で行う。

## 2. チリにおける経済改革の過程と特徴

### 2-1 経済改革の過程

チリの経済改革は既に約30年にわたって続けられてきたプロセスであり、多くの紆余曲折を経て、改革の進展が見られ、従って「チリモデル」もこのプロセスのもとで定着し、今日に至ったものである。したがって、「チリモデル」は、73年のクーデターで発足した軍事政権のもとで、いわゆる「シカゴ・ボーイズ」（後述）によって実施に移され、そのまま今日に至っているというような単純化は出来ない。軍事政権下においては、当初インフレ抑制のための経済安定化政策が行われ、本格的な経済改革に着手したのは70年代半ば以降であった。しかも、貿易の自由化や外国直接投資の自由化などと同時に固定為替レート政策が実施され、海外からの多額の資金流入による不動産バブルが発生し、82年にはこのバブルが崩壊して深刻な債務危機・経済危機に陥った。このため、それまでの改革や政策は、82年危機以降重要な変更を迫られるのである。この時期までの改革を軍政の下での第1次改革、または、「70年代の改革」と呼ぶことができよう。

「70年代の改革」を推進したテクノクラートは、シカゴ大学出身の学者（特に、チリ・カトリック大学経済学部の学者）が多かったことから、この時期の改革は「シカゴ・ボーイズ」の改革と呼ばれることも多い。この時期における多くの失敗の反省に立ち、より現実的な政策と改革を進めていったのが「80年代の改革」である。それは債務危機への緊急的対応を行った後の80年代半ば以降の改革であり、「70年代の改革」の成果を活かしながらも、分野によっては、為替政策のように、重要な変更を加えると共に、後に述べるような多くの現実的な改革を導入し、新たな制度が構築された。この時期以降、今日までチリ経済は安定した成長を継続しており、この「80年代の改革」は非常に重要であったと考えられる。この時期の改革は、柔軟で現実的であったことから、シカゴ・ボーイズの改革と比較する意味で「プラグマティックな自由主義政策」と呼ぶ研究者もいる（Silva 1996のCh.7参照）。この時期の改革は、軍政の下での第2次の改革、または「80年代の改革」と呼ぶこ

とができよう。

さらに、民政移行後の時期においても、社会政策の充実や労働者の権利の回復、教育の重視等、それ以前に行われた改革の成果を継承しつつ、チリ経済の一層の発展を促すことに成功している。これを民政移行後の改革、または「90年代の改革」と呼ぶことができよう。従って、今日の「チリモデル」は決して軍政の下での初期の改革によって直ちに実現したものではなく、むしろ特に80年代半ば以降の改革および民政移行後の改革を重視する必要がある。改革の一つの成果としての外国直接投資（FDI）の流入は、70年代や80年代よりも90年代の方がはるかに大きい。世界的なFDIの増加を反映するものとは言え、80年代と90年代の改革が重要であった。

以下、これらのそれぞれの時期において実施された改革や経済政策の概要を整理することとしたい。

### (1) 第一次改革期（70年代の改革）

ピノチェット政権発足直後は、安定化政策の実施が中心であり、高インフレの抑制にかなりの時間を要し、本格的な自由主義経済政策への移行が行われたのは、シカゴ大学出身のエコノミスト（シカゴ・ボーイズと呼ばれた）が経済官庁の中樞を占めるようになった1970年代半ば以降であった。特にセルヒオ・デ・カストロ蔵相の活躍が注目された。この第一次改革期の改革の主要な内容としては、(i)関税率を段階的に一律10%までに引き下げる貿易自由化政策（1979年までに実施）、(ii)為替の自由化政策、(iii)外国からの直接投資を促す外資政策、(iv)国内の各種規制の緩和（特に価格統制の撤廃、金利の自由化等）、(v)経済活動に対する政府介入の縮小と公営企業の活動の縮小、公営企業の民営化等であった。

さらに、1979年からは、以上の政策に加え為替レートを1ドル39ペソに固定化する政策を実施した。これによって、物価上昇率はさらに低下し、1981年にはじめて一桁台の9.5%と最も低い水準となった。

しかしながら、この政策のもとで国内通貨が著しく過大評価となる一方、内外の金利差が広がり、これによって民間銀行が、海外から多額の資金を導入し、それが不動産投資等に用いられたため、チリ国内でのいわゆるバブル経済が発生した。同時に輸入の自由化が行われていたことから、物価の抑制には成功したが、資産価格の高騰が起こったのである。しかも、不動産投資は、主として上に述べたように民間銀行が海外から借り入れた資金を用いて行われた。従って、この時期に不動産等のバブル経済が進むと同時に、対外債務が急増した。

一方、為替レートは固定されていたから、国内通貨はますます過大評価となり、その割高な為替レートと貿易の自由化のために輸入が増加する一方、当然輸出は伸び悩んだ。このようにして、対外債務が増加する一方で、貿易収支は悪化し、さらに国際的な金利の上昇が生じたことから、1981年から82年にかけてピノチェット政権は深刻な債務危機に直面した。このことと同時にバブルも崩壊し、チリの銀行は多額の不良債権を抱え、有力企業グループの多くも深刻な危機に陥った<sup>2</sup>。

---

<sup>2</sup>この時期までのチリの経済政策および債務危機の要因に関しては、細野(1983)および細野・恒

## (2)第二次改革期（80年代の改革）

上記のような深刻な債務危機は、チリのみならず他のラテンアメリカ諸国も直面した危機であった。しかしながら、他の諸国が債務危機以降にはじめて構造改革、経済自由化政策を行ったのに対し、チリは既に70年代からそれを行っていた点が異なっている。したがって、他のラテンアメリカ諸国が、それまでに経験のない試行錯誤の状態、構造改革と経済の自由化を行ったのに対し、チリはそれまでの反省に立って第2次の改革の実施を行うことができたのである。

債務危機発生直後のピノチェット政権は、既に引き下げていた関税率を一旦一律35%へと大幅に引き上げ、また、為替レート的大幅切り下げを行うなど、思い切った政策変更を行った。これによって、短期間に貿易収支の改善を図り、債務サービスの支払を継続しようとしたのである。チリの場合、他のラテンアメリカの主要国と同様、この時期に債務のリスケジュール（債務の繰り延べ）を行っている。しかし、その後の改革と経済政策がかなりの成果をあげたことから、メキシコ、ベネズエラ、アルゼンチン、ブラジル等で行われたような債務の削減を内容とするプレィディー・プラン（新債務戦略）の適用を要請することはなかった。

1982年以降の関税の引き上げと為替の切り下げを中心とする緊急措置が行われた後に、1985年から本格的な第二次の改革が実施された。したがって、1982年から85年までの時期は、債務危機に緊急的に対処するための過渡期であったと言える。

第二次の改革の内容は、以下のように要約することができよう。(i)貿易自由化については関税率が35%から88年までに15%に引き下げられた。(ii)外資政策については、先に述べた外資の自由化政策をさらに徹底し、かつ、債務の資本化（デット・エクイティー・スワップ）も1985年6月に法制化し、これによって割り引いた価格によりドルで購入された債務が、中央銀行で額面に近い額のペソと交換され、それをチリ国内で投資することが可能となった。(iii)公営企業の民営化については、85年以降主要な基幹産業の民営化が進められた。(iv)為替レートは既に述べたように一旦切り下げられた後、あらかじめ為替の変動幅(バンド)を定め、その範囲内で変動させる制度のもとで、変動幅を次第に拡大することにより、安定した実質為替レート水準を維持する政策がとられた。(v)さらに84年以降投資および輸出を促進するための税制改革が行われた。

これらの政策は、85年に就任したエルナン・ブユヒ蔵相の下で実施された政策である。ブユヒ蔵相の行ったこの時期の政策は、70年代半ばの第一次の改革と比較して、次の点が異なっている<sup>3</sup>。

第一は、70年代半ば以降の政策のもとで生じた問題に対する反省に立ち、固定相場制は行わず、安定した実質為替レートを維持する政策を実施したことである。これによって輸出が不利とならないようにすることを優先した(詳細については、本章3-3参照)。しかし、この政策のもとでは、インフレ抑制という点からは即効的効果は得られない。し

---

川(1986)を参照。

<sup>3</sup> この時期に、80年代の反省に立ってどのように政策を実施したかについては、ブユヒ蔵相自身が回顧した Büchi(1994)参照。

たがって70年代半ばにおいて固定相場制によって短期間に、一桁台の物価上昇に抑えたのと比べて、80年代においてはインフレ抑制にはかなりの時間を要し、一桁台となったのはようやく1994年(8.9%)であった。第二に、70年代における改革で不徹底であった自由化政策、特に民営化政策や外資政策については、より一層徹底した政策が実施されたことである。特に民営化については、上に述べたように主要な基幹産業の民営化が行われた。

第三の特徴は、債務危機発生に伴って生じた問題の解決に対処するため、いくつかの新しい政策が導入されたことである。主要なものを挙げれば、債務問題と銀行の不良債権問題の解決と、これらを繰り返さないための金融改革、債務の資本化政策、年金制度の民営への移行( AFPと呼ばれる民間の年金基金管理会社による確定拠出型年金システムであり、制度としては既に発足していた )の一層の推進等がある。チリはAFPも債務の資本化の制度のいずれもラテンアメリカで最も早く行い、かつ、それに成功した国であったと言える。

### (3) 民政下の改革 ( 90年代の改革 )

1990年3月には軍政から民政への移行が実現し、キリスト教民主党を中心とする中道・左派の17党の連合の候補であるエイルウィン氏が大統領に就任した。エイルウィン政権は自由経済政策を維持し、軍事政権時代に実施された政策を継承することを経済政策の基本方針とした。しかし、エイルウィン政権は、新たな政策として、社会政策を重視することとし、特に社会保障政策の拡充を目指した。

ただし、従来の健全な財政政策を維持しつつ、社会政策を実施する方針を堅持し、そのため財源確保に必要な税制改革を行った。それは法人所得税の税率の引き上げや付加価値税の引き上げ、個人所得税の新累進税額表に従った増税等からなるものであった。

また、労働法の改正も重要な課題となった。ピノチェット政権下では労働者の権利が制限されていたため、労働者は労働法を改正することを長い間要求していたからであった。エイルウィン政権は、この問題に関しては、労使協調を推進する立場をとり、いくつかの重要な問題について労使の主張の中間をとる方法で解決を図ってきた。

民政移行に際して、最も危惧されていた点は、民政下で労働者の不満が一気に噴き出し、それによって文民政権が労働者と妥協し、軍事政権のもとで定着した自由市場経済の仕組みが崩れるのではないかと言う点であった。また、ピノチェット政権下で安定していた政治が、民政移行後不安定化し、マクロ経済政策についても継続性が確保されないのではないかという懸念もあった。しかし、これらは杞憂に終わったと言ってよい。エイルウィン政権およびその後に政権に就いたフレイ政権及びラゴス政権のいずれも自由主義経済政策を堅持し、かつ、社会政策や貧困対策等を行って政治的社会的安定も維持してきている。

このようにして、当初危惧された状況は生じなかったことから、チリ経済への信頼度は、軍事政権下の時期以上に強まったと見られている。実際、民政に移行した後、チリへの外国からの直接投資はさらに大幅な増加を見たのである。また、一方で既に開始されていたチリ企業の国際化(特に海外での投資)も民政移行後、着実に進んでいる。以上のような3つの改革の時期における、主要な改革の過程をまとめたのが、表1である。

表1 チリにおける経済改革の過程

70年代の主要な改革	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 貿易自由化（特に関税率引き下げ）</li> <li>・ 税制改革</li> <li>・ 外国直接投資自由化（外資法制定）</li> <li>・ 固定為替レート制導入(1979年から)</li> </ul>
80年代の主要な改革	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 固定為替レートから為替切り下げ後、為替の変動幅を定め、その幅を次第に拡大することによる実質為替レート維持政策に移行。</li> <li>・ 「債務の資本化」制度の導入</li> <li>・ 主要国営企業の民営化</li> <li>・ 年金改革の推進。</li> </ul>
90年代の主要な改革	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 短期資金流入規制のための強制預託制度導入(90年代末に廃止)</li> <li>・ 貧困対策、社会福祉拡充のための税制改革</li> <li>・ 労働法の強化、最低賃金引き上げ</li> <li>・ 教育の拡充。</li> </ul>

出所：筆者作成。

## 2-2 チリにおける改革と「制度的革新」

次節以下で、「チリモデル」に関する考察を行なう前に、チリが経済改革を行うために、新たに導入してきた現実的な多くの制度の重要性、ないし、チリにおける「制度的革新」の重要性について指摘しておきたい。一般に自由市場経済に向けての改革と言うと単に自由化、規制緩和、民営化などを行なうことで、改革の成果が得られると考える傾向がラテンアメリカの他の国では見られた。しかし、制度の構築を実現することが、改革が成果を上げうるために重要であることは、本書の第1章及び第2章で強調した点である。

チリは他の国よりも早い時期に改革を進めたことから、多くの新たな制度を工夫し、構築する必要があり、従って、チリにおける改革はまさに新しい制度の構築（または「制度的革新」Institutional Innovation）なしには不可能であったと言っても過言ではない。「チリモデル」を考える際には、このことにも注目する必要がある。

この多くの新しい、かつチリにふさわしい現実的な制度の一部は、70年代にスタートしたものもあるが、本格的なその制度の実施と活用は多くの場合80年代以降であった。なかでも注目されるのは、イギリスのサッチャー政権よりも早い時期に開始された電力の民営化をはじめ、多くの重要な部門の民営化プロセスである。同時に債務の資本化（デット・エクイティー・スワップ）、年金制度の民営への移行（一般にAFPと略称される年金基金管理会社による運営）、海外からの短期資金の流入の急増などを抑制する「強制預託制度」（チリではエンカへと略称される）等も注目される。さらにウニダ・デ・フォメント(UF)と呼ばれる不動産・家賃等の価値表示制度、プロ・チレ（Pro Chile）をはじめとする一連

の輸出振興のための諸制度、中小企業振興制度などを挙げることができよう<sup>4</sup>。また一切の多国間の地域協定に参加せず(後にMERCOSURには準加盟)、2国間の自由貿易協定(FTA)を多数の国と締結することを中心とした対外政策も、チリが他国に先駆けて積極的に推進した政策であり、チリの政策、制度構築の特徴の一つであったといえる<sup>5</sup>。

このうち例えば、年金の民営化については、年金制度の改善そのものにとどまらず、国内資本市場の形成に大きく寄与しており、ラテンアメリカの多くの諸国で導入され、最近では東欧諸国の一部にもこれを参考にしようとする動きが見られている。また、1997年、98年の東アジア危機をきっかけに「強制預託制度」の経験も注目されている。

以上のような制度的革新を行ないつつ、改革をすすめることで構築された「チリモデル」は、本章のような限られた紙数で、その全体を論ずることは困難であり、また、「チリモデル」とは何かについてのさらなる検討も必要であることを改めて指摘しておきたい。

### 3. 経済改革と制度構築の「チリモデル」

経済改革と制度構築に関するチリの経験をチリモデルと呼ぶとすれば、他のラテンアメリカ諸国との相違を明らかにすることによって、この分野での「チリモデル」の特徴を考察することが可能であろう。ここでは、アルゼンチンとチリに焦点を当てるという本書の趣旨から、第6章から第8章で検討したアルゼンチンとの相違が特に顕著な分野、とりわけ、税制改革と財政の均衡、為替政策と経済安定化及び輸出競争力、為替政策と短期資本移動に関する政策、労働分野の改革の4つの分野を中心に検討することとしたい。

#### 3-1 税制改革と財政

第3章で述べたとおり、ラテンアメリカの80年代後半から90年代にかけての経済改革のなかで、最も遅れているのは税制改革の分野であり、また財政の均衡については今日も引き続き取り組むべき重要な課題のひとつとなっている。1990年代の末に至ってもラテンアメリカ諸国においては、依然財政赤字の規模は大きく、ラテンアメリカ及びカリブ諸国の加重平均で、1990年代半ばまではGDP比1.4%から1.8%の赤字で推移してきていたが、98年には2.4%、99年は3.1%、2000年には2.7%、2001年には3.1%と赤字が再び拡大している。

なかでもラテンアメリカの主要国、特にアルゼンチンにおける赤字が2000年から2001年にかけて大幅に増加したことは第6章で述べた通りであるが、ブラジルにおいても財政

---

<sup>4</sup> ウニダ・デ・フォメント(通称UF、「契約単位」と訳されることもある)は、市民が慣れているドルによる価値評価では、変動相場制のもとでは、ドルの為替変動に左右され、安定的な価値表示ができないという弊害があるため、ドルを用いずに、インフレで調整して、安定した価値を表示するための制度として導入された。UFは、変動相場制の下、低い率ながらもインフレが続いたチリにおいて、不動産向けの長期融資などをはじめ、金融市場の発展などにも寄与したとされる。UFの水準は毎日変更され、公表されており、インフレが殆ど終息した今日でも家賃や不動産の価格などはUFで表示されている。

<sup>5</sup> チリのFTA締結のプロセス、チリの対外政策の特徴などについては、本章第14章および細野昭雄(2002)参照。

赤字（非金融部門の公共セクター）は1994年に1.1%の黒字となった後、赤字幅が拡大し1999年には10.0%の赤字となり、2000年にはGDP比4.6%に減少したものの、2001年には再び8.0%の赤字となった。この他コロンビア、ペルー、ウルグアイ、ベネズエラなどの諸国は2001年において2.4%ないし4.2%の赤字となっている。ラテンアメリカ諸国のなかで赤字幅が比較的低いのはメキシコであり、90年代後半は1%前後の赤字の水準で推移している。

以上のような状況と比較してチリにおいては、1997年まで2%前後の財政黒字が維持されてきた。98年以降黒字幅が減少し同年0.4%の黒字となった後は、99年に1.5%の赤字となり、2000年には0.1%と小幅ながら、黒字を回復したものの、再び2001年には0.5%の赤字となった。しかしながら、赤字とは言っても、チリにおける赤字の水準は他の多くのラテンアメリカ諸国のそれと比較して、きわめて小さいものである。

チリにおいてはピノチェット政権発足後、財政改善への努力が行われた。税制改革は早くもピノチェット政権成立の翌年の1974年に開始され、この年に付加価値税が導入された。また軍事政権は脱税の取り締まりを強め、徴税機能の強化を行った。しかし、1982年の債務危機の下で、危機によって生じた不況に対応するために、財政支出を増加させざるを得ず、1982年にはGDP比2.3%の赤字となった後、1983年には3.8%、84年には4.0%、85年には6.3%へと赤字の規模が次第に拡大した。

しかしながら、民営化や税制改革などの効果により、1986年以降財政赤字が減少し、同年には2.8%の赤字となり、87年には0.1%となった。さらに、それ以降はIMFとの協議により定められた方針が守られ、黒字に転じている。すなわち、経常支出の削減と、銅価格の上昇から生じた財政収入の増加により、1988年及び89年にはそれぞれGDP比3.3%及び6.1%の黒字を実現するに至った。また、民営化の効果も大きかった。Büchi(1998)も指摘しているように、チリの財政赤字のほぼ半分が公営企業の赤字によって生じていた。このことから民営化は財政赤字を減少させるためにも重要な手段となった。

こうして、90年において民政への移行が実現した時には、既に財政黒字が実現していたが、民政後の最初の政権であったエイルウィン政権は、政権発足直後に新たな税制改革を実施した。既述の通り、この改革は財政の黒字を維持しつつ教育・医療や貧困対策など社会政策を民政下で積極的に推進するために、税収の拡大をはかることを目的としたきわめて重要な税制改革であった。その中心は付加価値税を16%から18%に引き上げることにあり、このことによって政府の財政収入を14%（GDPの2.2%）増加させることを目指したのである。この税制改革は国会で承認され、その後の民主主義下での政府による様々な社会政策の支出に用いられた。

この民政下での税制改革は、民政移行後、貧困層を含む多くの国民の生活改善への期待が高まっていたことから、政権発足の早い時期にこれを行うことがきわめて重要であると判断されたことにより行われた改革であった。この90年の経済改革を詳細に研究したBoylan (1996, p.29)は、この税制改革は、「今日の途上国世界における民主主義への最も成功裏の移行を実現したという点で、政策的成功であったと見る事が出来る。」と指摘している。この改革について、当時のアレハンドロ・フォックスレイ蔵相は、この税制改革が出来る限り短期間に論議され承認されることが社会的プレッシャーを緩和し、貧困層及び中間層に対して社会的なベネフィットを速やかに拡大することを可能にするためのカギを

握るものであると見ていたとされる (Boylan, 1996, p.27)。

このことにより、チリは、ピノチェット政権下で、税制改革と財政の均衡を実現しただけでなく、民政移行後の早い時期に、さらなる税制改革を実行することにより、民政のもとで起こりがちな、ポピュリスト的な社会支出の拡大による財政の赤字の拡大を、あらかじめ回避したとすることが出来る。早くから、税制改革を行ったこととならんで、これはチリモデルの一つの重要な特徴であったといえよう。

一方、財政収支に関連して、あえてチリの脆弱性を指摘するとすれば、銅への高い依存度が挙げられる。このことはアニナット蔵相もその報告書で指摘しているところであり (Aninat, 1998, p.45)、その価格の低下は、チリの財政収支に重要な影響を与えざるを得ない。しかしながら、チリは銅安定化基金(FEC)を有しており、これに積み立てられている資金があることから、財政収入への影響は、この基金を用いて緩和することができるとされている。

また、これに関連して、対外債務に占める公的債務の割合が、非常に低い水準にまで低下していることを指摘しておきたい。近年、銅価格の低下により、チリの経常収支赤字は拡大してきているが、それを単にGDP比で他の諸国と比較することは、チリの対外的脆弱性や、財政の脆弱性の程度を判断するという意味では、必ずしも正確ではない。何故ならば、経常収支赤字は、当然外国からの資金調達の必要額を示すもの (それに対応する資本収支の黒字) であるが、チリの場合には、債務に関わる元本の返済額や利子支払額が、他の主要国と比べてGDP比でかなり低い水準にあるからである。公的債務の割合が、非常に低い水準にまで低下していることも同様に重要である。

### 3 - 2 為替政策と経済安定化及び輸出競争力

一般にラテンアメリカ諸国では、インフレの抑制のために、固定為替レートを導入することが多かった。しかし、それは、国内通貨の過大評価を招き、輸出競争力が失われるという効果を伴っていた。したがって、固定為替レートの導入は、輸出の拡大よりも、インフレの抑制を優先させた政策であったといえる。ピノチェット政権下の初期のチリの政策もその例外ではなく、70年代末からの固定為替レートのもとで、著しい国内通貨高となり、輸出は伸び悩み、一方で対外借款が拡大して、ついに1982年の累積債務危機を迎えるに至った。しかし、チリの場合興味深いのは、このことを教訓として、その後は、固定為替レートを選択せず、様々な制度面での改善を行ないつつ、実質為替レートを安定させる政策を維持したことである。これも、チリモデルの一つの特徴であったといえよう。これに対して、チリよりも遅れて改革を行った、メキシコ、アルゼンチン、ブラジルなどの場合、かなりの期間、固定為替制の時期が続くのである。

チリの現在の為替政策の基本的枠組みは1984年8月に導入されたが、先に述べた通り、この政策は1979年から82年までの固定為替レートのもとで、国内通貨高が進み、輸出が伸び悩み一方、大量の外国からの資金の流入とそれによって生じたバブル経済とその破綻、金融システムの著しい混乱と累積債務危機の発生を経験した後に実施された政策であった。

しかし固定為替レートを採用しない場合には、インフレを抑制するためには、財政の均衡を達成する事が重要な条件となる。チリは既述のように、税制改革と財政の均衡を達成

しつつ、時間をかけてインフレの抑制を行なっていく方法を選択した。

チリにおいては、そうした経緯からインフレ抑制には長い時間を要しており、債務危機後の新たな一連の経済政策が1983年、84年から始まっているにもかかわらず、消費者物価上昇率は1993年に至るまで二桁台の水準が続いたのである。すなわち、1991年における上昇率は18.7%の水準となっており、1998年にようやく4.3%の水準が達成されている。これに対しアルゼンチンでは、固定為替制を兌換法によって定めた、コンバーティビリティー・プラン実施後比較的短期間にインフレのほぼ完全な抑制が実現し、1995年には1.6%、96年以降は1%以下となった。ブラジルにおいても同様に比較的短期間にインフレは抑制され、98年には2.6%となった。メキシコにおいては、1994年までは為替がアンカーとして用いられてきたが、1994年のメキシコ危機発生後は政策の変更が行われ、1995年の消費者物価上昇率は52.1%となり、1998年の上昇率も17.4%となっている。

チリにおいては、為替アンカーをインフレ抑制に用いることをやめ、財政収支を黒字にし、かつ、不胎化政策を実施し、金利を比較的高い水準に維持することなどにより、インフレの抑制を行ってきた。そして、事実上の変動為替レートのもとで、実質為替レートを一定の水準に維持することにより、輸出競争力の維持を優先する政策を選択したのである。以下このことについて、短期資本流入に関する政策とあわせ、より詳細に論ずることとしたい。

### 3-3 為替政策と短期資本移動に関する政策

チリの為替政策と国際資本移動に対する政策は、アルゼンチンのそれと全く対照的であった。アルゼンチンにおいては2001年まで、固定相場制であり、かつ、短期資本の流入に対する規制を一切行っていなかったのに対し、チリの場合には世界の主要通貨(CRM、後述)へのペッグを基本とした為替バンド制による変動為替レート制を採用し、かつ、短期資本流入に対して各種の規制を行った。この顕著な相違の要因は、アルゼンチンにおいてはインフレの抑制、経済安定化が最優先課題であったのに対し、チリにおいてはむしろ輸出の拡大、そのもとでの成長の持続が重視されてきたことにあると言えよう。そのため、チリにおいては実質為替レートが、その長期的なトレンドから大きく乖離することを回避する努力が行われてきた。

すなわち、チリでは、累積債務危機の反省に立って、クローリング・ペッグ制が実施された。これは、一定の幅(バンド)の間でのフローティングを許容する方式であるが、その幅は当初プラス、マイナス各0.5%であったが、85年にはプラス、マイナス各2%、88年にはプラス、マイナス各3%、89年にはプラス、マイナス各5%へと次第に広げられた。

1992年に至って、さらに二つの重要な変更が行われた。一つはバンドの幅が大幅に拡大したことである。同年にはプラス、マイナス各10%となり、さらに1997年にはプラス、マイナス各12.5%に広げられた。また、1992年に従来アメリカ・ドルに対してのクローリング・ペッグであったのをアメリカ・ドル50%、ドイツ・マルク30%および日本円20%からなる通貨の組み合わせからなるCRM(Canasta Referecial de Monedas)にペッグするように変更されたのである。

これら1992年の二つの重要な変更は、いずれも内外金利差の金利裁定による利益を求め

て流入する外国からの資本を抑制することを主たる目的としていた。しかしながら、上に述べた3種類の通貨の組み合わせ(CRM)は変更され、1997年にはドルの割合を大幅に拡大し80%とし、ドイツ・マルクを15%、日本円を5%に低下させた。この結果、ドル・ペッグ制に近いものとなった。しかも、変動の幅であるバンドが92年から拡大し、97年にさらに上下それぞれ12.5%に拡大したこともあり、為替レートがバンドの下限に近い水準で常に推移するという状況が生じた結果、この為替政策が、当初目指していた投機的な資金流入を抑制する効果は著しく減少した。この結果、その後の一時期、チリでも為替レートの過大評価(ペソ高)が進んだ。

一方、チリにおける短期資本流入を規制する方法として最も重要であったと考えられる強制預託制度は1991年6月に導入された。この制度の下で海外からの借款(外国直接投資は含まれないが外国直接投資に関連した融資や貿易金融を含む全ての外国からの借款がその対象となっている)の20%が強制的に無利子で中央銀行に預託されることとなった。当初は、その期間は最低90日、最高1年間となっていた。また、従来1年以内の国内融資のみに課されていた年利1.2%の印紙税が、外国からの借款に対しても適用されることとなった。

なお、強制預託を行う代わりに、それに関わる金融コストと同額の支払いを中央銀行に行うことによって強制預託を免除される方式も導入された。この場合の金融コストは、LIBORプラス年利2.5%を強制預託の対象となる金額に対して課すという方式であった。

しかしながら、資金流入はこの強制預託制度の導入にもかかわらず続いたため、92年5月には強制預託の割合が30%に引き上げられ、また、外国通貨での定期預金や外国人によるチリの株式の購入に対しても適用されることとなった。融資の期間の長さの如何に関わらず、すなわち、1年よりも短い非常に短期の融資の場合であっても、預託は1年間行わなければならないこととなった。さらに、上に述べた金融コスト算出に関しては、LIBORプラス2.5%から4%へと引き上げられた。

以上のように、為替制度と短期資本流入に対する規制を組み合わせることによって、チリ政府および中央銀行は、短期資金の流入を抑制し、為替レートが過大評価となることを回避する努力を行ってきたと言えることが出来る。ただし、それにもかかわらず、1996、97年には為替レートの過大評価がある程度進んだが、このことについては後に述べる。

チリにおける為替制度と短期資金流入の抑制に関しては、以上のことを考慮しつつ、より広いマクロ経済政策のコンテキストの中で検討する必要がある。まず、比較的低い水準であるとは言え、チリにおいても二桁のインフレが続いており、インフレ抑制も重要な政策目標の一つであった。そのためには景気を過熱することは避けなければならない、比較的高い金利水準が維持された。しかしながら、高い金利水準は内外の高い金利差が生ずることを意味し、チリのファンダメンタルズが改善し、また、政治の安定化が進み、カントリー・リスクが低下すればするほど、この内外金利差を裁定する形での短期の資本流入が強まる可能性があった。それを回避するために行われたのが、先に述べたような為替政策と強制預託制度などによる短期資金流入の抑制であった。また、流入した資金の一部も不胎化政策によって、国内の通貨量の増大につながることを回避する努力が行われた。

同時に、為替レートの過大評価を回避することを通じて、輸出面では輸出品の競争力の強化と輸出構造の多様化を可能にし、一方、消費ブームを抑制して輸入の拡大を抑制することに寄与した。

以上に述べたような、チリにおける為替政策と短期資本流入に関する制度は、チリの政策的目標から見てどのような効果があったか、主要な点について検討したい。

第一に、短期資金の流入を抑制出来たかどうかについては、チリのエドワルド・アニナット蔵相<sup>6</sup>が、その評価を行っているが、1998年7月末の時点でチリの対外債務の総額の97.3%は中長期債務であって、短期債務は2.7%に過ぎないことを明らかにしている。世界銀行の1998年の*Global Development Finance*によれば、ラテンアメリカ全体の1997年の対外債務総額に占める短期債務の割合は17.8%となっており、チリの水準はラテンアメリカ全体よりもかなり低い割合となっている。

ただし、単純にその比率を比較するだけでは、チリのシステムの効果を十分に評価することとはならないであろう。それは、チリは経済改革を早くから実行した結果、健全なマクロ経済の運営を実現し、また、政治的安定の程度も他のラテンアメリカ諸国と比較してはるかに高かったため、短期・長期を問わず、チリに対する資本流入の圧力は、多くのラテンアメリカ諸国と比べてきわめて高かったと考えられるからである。言い換えれば、そのような高い資本流入の圧力にもかかわらず、ラテンアメリカの平均をはるかに下回る短期債務の割合となっていることは、チリのシステムが非常に効果的であったことを示しているといえよう。

この点に関連して、アニナット蔵相は「チリの強制預託制度が、短期資本流入の抑制について果たした役割は、きわめて重要であったことを強調すべきである」と述べている(アニナット蔵相の財政の現状に関する報告書、1998年10月8日、Aninat (1998) p.38による)。また、為替レートの過大評価およびそれによって生ずる経常収支赤字(経常収支赤字のGDPに対する割合)については、いずれもラテンアメリカ地域の他の諸国よりもチリの方が少なかったという指摘がなされている。

一方、短期資本流入の抑制とは反対に、外国直接投資(FDI)に関しては、チリは促進する政策を実施し、その額は他の諸国と比べてきわめて高い。チリのシステムが外国直接投資を抑制することは殆どなかったと考えられる(ただし、外国直接投資に関連する海外からの短期的な借入を行う場合、高いコストとなったのと批判がある)。

しかしながら、チリのシステムは、1996年から97年にかけての外国からのさらなる資金流入の圧力に対して、強制預託の比率が30%に維持され、引き上げられなかったことから、その効果がこの時期にあっては不十分であったとの指摘も行われている。すなわち、96年から97年にかけては、エマージング・マーケットへの国際的な資本移動の規模が急速に増加し、チリもその流入の重要な対象となった。そして、1995年末のチリの株式の価格がかなり低い水準にあったこともあり、1996年から97年にかけてはポートフォリオ株式投資の形による、チリへの資金流入が大幅に増加したのである。

したがって、この時期に強制預託の比率を30%からさらに高い水準に引き上げていたならば、より効果的な抑制が可能であったのではないかとの見方もある。また、96年から97年にかけては、為替制度は従来のCRMへのペッグを基本とする為替バンド制が維持されていたが、既述の通り、中央銀行は事実上ドルへの準固定レートに近い状態で為替の水準を維持する結果となったため、この時期には為替制度は投機的な資金の流入を抑制するこ

---

<sup>6</sup> エドワルド・フレイ政権下の蔵相であり、その後、IMFで枢要の地位にある。

とには寄与しなかったとされるのである（Agosin and Ffrench-Davis, 1998, p.15）。

実際この時期においては、ポートフォリオ株式投資による資金流入の拡大が見られ、為替の過大評価がある程度進んだ。このような形で流入した資金の多くが、アジア危機の影響下で1998年には流出に転じ、チリの外貨準備を減らす原因となったと見られる。

しかしながら、この1996年、97年の時期において生じた状況は、チリのシステムそのものに欠陥があったからと見るよりも、エマージング・マーケットへの資金流入へのプレッシャーが世界的に非常に強まったなかで、チリの政府当局が、そのシステムを活用して可能となる対応策を十分にとらなかつたことにあるとの見方もある。一方で、この期間においても強制預託制度が全く存在していなかつたならば、ポートフォリオ株式投資による流入は、実際の流入額よりもはるかに大きなものとなったと考えられる。

また、チリ政府は、流入した外貨が著しい消費ブームや為替レートの過大評価を引き起こさないように不胎化政策を実施したが、チリのシステムによる資本流入の抑制は、この不胎化政策によるコストを出来る限り少ない範囲にとどめるという効果があったことも指摘できよう。

チリの短期資本流入抑制策については、いくつかの批判が行われている。そのうちの最も有力な説は、強制預託制度等の規制に対しては、各種の抜け道が考え出され、そうした抜け道を用いて短期的な資金が流入することにより、チリのシステムは十分な効果を発揮できないのではないかという点である。この点については、チリ政府は抜け道を閉ざすための幾つかの措置を実施してきていること、また、それでもなお抜け道を用いることが可能であるとしても、抜け道を用いることは投資家にとってかなりのコストを要することが多いとの指摘がある。そして、こうした見方に立って、抜け道を完全に閉ざすことは不可能であったとしても、チリの短期資本流入を抑制するためのシステムが、大きくその効果を削がれる程のものであるという有力な証拠はないとの反論がなされている。

以上のような検討を行う時、チリのシステムに関しては、強制預託制度の有効性が注目されていることは確かであるが、この制度のみについて、その効果を検証することは必ずしも容易ではないことが明らかとなる。強制預託制度に加え、為替政策や流入した資金の不胎化等を含む幾つかの政策の柔軟な組み合わせが、全体としてボラタイルな資本移動、あるいは投機的な資本流入を抑制する効果があったということができよう。

なお、チリ政府は1998年に強制預託制度の30%の水準を0に引き下げたが、このことは、この制度を放棄することを意味する訳ではないことを当時のチリのアニナット蔵相は明言している（Aninat, 1998, p.38）。しかしながら、結局、この制度はその後廃止された。

一方、強制預託制度について、チリのカルロス・マサッド中央銀行総裁は、一種のブルデンシャル・レギュレーションの性格を持つものであると述べている。一般に銀行に対しては、銀行が借款を行う場合の通貨の種類や期間、および金利に関して不均衡が生じないように中央銀行が十分に規制することが可能である。しかし、一般企業に対しては、これを行うことができないため、銀行に対して適用されるブルデンシャル・レギュレーションを一般企業に延長した形で実施したのが、強制預託制度であるという見方に立っている。

一方、エルナン・ピュッチ元蔵相は、強制預託制度は財政の均衡が達成されるまでの間や金融システムの健全化が進むまでの間のような一定の期間においてだけ、それを用いることは正しいが、それが達成された後も、長期にわたって続けることは、望ましくないと

の立場に立っている<sup>7</sup>。

### 3-4 労働市場分野における改革

ラテンアメリカにおいては、労働市場の改革が遅れている一方、労働年齢人口の高率での増加や労働参加率の拡大などから、労働の供給は高率で増加してきており、この結果、ラテンアメリカの多くの国で高い水準の失業率が見られ、またインフォーマルセクターにおける雇用の拡大が進んでいることを第2章で指摘した。雇用の拡大が進まない状況は、Guasch(1996)も指摘するように、とりわけ、労働市場の分野における改革が殆ど行われていないか遅れていることに起因すると考えられる。ラテンアメリカの労働市場に関する規制は強く、労働市場が柔軟性を欠いていることが雇用の拡大が進まない最も重要な原因であると考えられている。

こうしたなかで、チリはペルー及びコロンビアとともに労働市場の改革においては最も進んだ国の一つと見られている (Guasch, 1996, p.146)。

労働の雇用に関する各種規制に関しては、ラテンアメリカにおける主要国の比較を本書の第3章で既に行ったので、本章ではチリが特に他のラテンアメリカ諸国と異なっている労働組合の団体交渉権や労働紛争の解決における労働者側と使用者側の関係、さらに労働紛争時に紛争解決が困難な場合、どのような規則があり、またそれに対して政府がどの程度の調停を行うことができるかなどについて検討したい。

チリが他の諸国と比較して大きく異なっている点は、労働紛争時における企業家側の権限がより強くなっているという点である。すなわち、労働紛争が続いた場合に、チリの場合には一定の条件のもとで企業側はロック・アウトを行うことが可能である。その条件とは、ストライキが50%以上の労働者に影響を与えている場合、及びストライキによってその企業のきわめて重要な活動が停止される場合においては、ロック・アウトが可能であるとされている。これに対し、アルゼンチンではストライキが違法でない限りは企業家はロック・アウトを行うことが出来ないこととなっており、またメキシコでもロック・アウトを行うことはできない。ブラジルでは事前に承認を受ける必要がある。従ってこの分野においては、チリの場合、一定の条件を満たせばロック・アウトが可能であることが事前に定められているという点で、ストライキ時における企業家の権限を他の諸国よりもはるかに強いものとしていると考えられる。

またストライキを行っている労働者の交替要員を導入することができるか否かについても、チリの場合、明瞭に定められており、企業家により強い権限が与えられている。すなわち、チリでは賃金引き上げをめぐるストライキにおいて、企業家側が行う最終回答の内容となる賃金引き上げの水準が、それ以前の労働契約の賃金水準に消費者物価指数の分を調整した水準に等しいかそれ以上である場合(消費者物価指数分だけ賃金水準を引き上

---

<sup>7</sup> 強制預託制度のもとでの抜け道については、チリ・カトリック大学のサルバドル・バルデス等の詳細な研究がある。例えば、一般企業は短期資本で資本を調達する代わりに、海外で借款を行い、それを輸入の際の金融として用いると言うようなことも生じている。また、短期資金の額に関しては、チリ中央銀行の発表する数字と、BISの発表する数字には、かなりの差があることも指摘されている。

げているかそれ以上である場合、ストライキの最初の日から労働者の交替要員を導入することができることとなっている。しかもこのような条件を満たしていない場合にもストライキが開始されてから 15 日を経過した場合には、交替要員の導入が可能であると定められている。これに対してアルゼンチンにおいては、それを行うことは認められていない。ブラジルにおいては、裁判所が、当該ストライキがストライキ権の乱用であると宣言した場合のみ可能ではあるが、それ以外の場合には企業家がそれを行うことはできない。

さらにストライキの期限についてもチリにおいては予め定められている。チリの場合には、労働者の総数の半数が仕事に戻ればストライキは自動的に終了したものと見なされることとなっている。これに対してアルゼンチン、ブラジル、メキシコにおいては、ストライキの継続期間について一切の定めが設けられていない。

一方、労働者側の権利のなかで組合に加入する労働者が組合を脱退し、仕事に戻る権利についてはチリの場合それが可能であることが定められている。これに対してアルゼンチンとメキシコでは、労働者はそのような権利を有しないとされている。一方、ブラジルではそれが可能である。以上の他、第 3 章で検討した通り、チリにおける労働の雇用に関する各種の規制は、比較的柔軟であることが確認される。

従って、総合的に見てチリにおける労働市場分野の改革は、他のラテンアメリカ諸国と比較してかなり進んでいると考えることができよう。

そうしたチリの労働市場の改革の効果は、この国における雇用機会の拡大が他の諸国よりもかなり高いことによって確認することができる。すなわち、チリの労働市場の改革は労働の雇用面で大きな効果があったと考えられるのである。まず、フォーマルセクターにおける就業者の全就業者に占める割合は、ベネズエラ、パナマ及びコスタリカの三国を別とすると、それ以外の国のなかではチリの水準が 90 年代半ばにおいて最も高く、また 90 年代前半における 5 年間に於いて、その水準は殆ど変わっていない。すなわち、チリでは 1990 年の全就業者に占めるフォーマルセクターにおける就業者の割合は 50.1%であったが、1990 年に 50.1%から 94 年の 49.0%に小幅な減少が見られるにとどまっている。これに対し、アルゼンチンでは同じ期間に 52.4%から 47.5%への大幅な減少が見られた。またブラジルでも 48.0%から 43.6%に減少しており、メキシコでは 44.6%から 43.0%に減少した。

しかも、フォーマルセクターでの雇用のうち、公共部門の占める割合が非常に低いのがチリの重要な特徴となっている。すなわち、チリでは早くから小さな政府をめざして公務員数を減らしてきたことから、全就業者に占める割合は 1990 年代前半の 5 年間に於いて 7.1%から 8.0%の水準で推移しているのに対し、公共部門の割合がきわめて高いメキシコ（ただし石油公社 PEMEX 等における雇用が大きな割合を占めると考えられる）においては、1990 年代前半において公共部門の就業者の占める割合は全就業者の 23%ないし 25%の水準で推移している。アルゼンチンの場合には、90 年代前半の改革のなかで公共部門の就業者数を減少させたが、その水準は 1990 年の 19.3%から 94 年の 14.3%に低下しているもののチリに比べかなり高い。またブラジルにおいてはこの間 10%ないし 11%の水準で推移している。

従って、チリにおいては雇用に占める公共部門の雇用の割合が著しく低いにもかかわらず、フォーマルセクターの雇用の占める割合が高く、その分、民間の大企業における雇用

の割合が高いのが特徴となっている。

フォーマルセクター以外の雇用は、インフォーマルセクターにおける雇用であり、インフォーマルセクターにおける雇用の水準は、1994年においてベネズエラ、パナマ、コスタリカ以外ではチリが最も低く51.0%であったのに対し、アルゼンチンは52.5%、ブラジルは58.4%、メキシコは57.0%の水準にあった。

また、中長期的に見た雇用の拡大と経済活動人口の拡大を比較した場合、アルゼンチン、メキシコ、ブラジルにおいては、経済活動人口の増加率が雇用拡大を上回っているのに対し、チリはほぼ同じ増加率で推移したことが確認される。すなわち、チリでは経済活動人口増加率が1970年から95年に、年平均3.9%で増加したのに対し、雇用は4.0%の増加率となった。これに対しアルゼンチンでは、経済活動人口の増加率は3.3%とより低かったが、雇用の拡大は2.2%とさらに経済活動人口の増加率を下回ったのである。一方、メキシコにおいては、人口増加率が3.1%と非常に高く、経済活動の人口増加率も3.9%と高かったが、雇用の増加率は3.6%にとどまり、経済活動人口の増加率を下回ったのである。ブラジルにおいては、人口増加率はチリやアルゼンチンをかなり上回る2.4%であり、経済活動の人口増加率は3.0%であったが、雇用の増加率は2.5%とそれを下回った (Guasch, 1996, p.148)。

以上の結果、チリにおいては労働市場の分野の改革にともない、雇用の創出が経済成長とともに進んだということが出来る。1970年代半ば以降の雇用の水準を3つの雇用の分類でその推移を見ると、フォーマルセクターの順調な拡大が顕著である。すなわち、自営業者、組合加入の賃金労働者、組合に加入していない賃金労働者の3つの分類で見た場合、最も増加が大きかったのは第3の分類の労働者であり、1977年から83年(累積債務危機発生直後まで)においては年率3.6%の増加であったのに対し、1984年以降は年率4.5%の増加となり、80年代半ば以降の非組合員の賃金労働者の占める割合が大きく高まったことが確認される。一方、組合加入の賃金労働者の総数は、1970年代の半ばの水準から90年代半ばまで殆ど変化しておらず、この結果、全就業者に占める組合加入の賃金労働者の割合は低下したのである。

こうして、チリにおける失業率は1982年の債務危機で1982年に22.1%、83年に22.2%と言うきわめて高い水準に達したが、その後次第に低下し、1986年には13.5%となり、89年には9.1%となり、95年には6.8%にまで低下した。

また、改革が行われた後の時期においては、ストライキの回数が大きく減少していることも確認される。1988年から99年の労働関係の争議の数は、1966年から70年の争議の数の20%の水準へと低下したとILOの研究は推定している。

先に引用した研究 (Guasch, 1996, p.170) は、このチリの労働市場改革の経験は、ニュージーランドの経験との共通性が非常に高いことを指摘している。特に両国では労働市場改革を行った後、輸出部門が非常に活性化し、輸出部門の拡大によって両国は経済の不振を脱し、また高い失業率を引き下げることに成功したことを指摘している。労働市場改革と輸出の拡大との直接的関連についてはチリの場合には詳細な調査が行われていないが、ニュージーランドについて興味深い調査があり、労働市場改革がもたらした様々な変化は企業の輸出競争力を強めたことが指摘されている。すなわち、1993年においてニュージーランドで行われた企業のサンプル調査によれば、労働市場改革は経営上の柔軟性を高め、労

働生産性を高め、さらに労働の雇用のコストや労働者を解雇するためのコストが低下したことにより、雇用機会の拡大に寄与したことが確認されている。

#### 4. 経済発展戦略の「チリモデル」

本章の冒頭で述べたとおり、チリモデルという言葉は多くの研究者が用いているが、経済改革を成功させたという意味でのチリモデルに加えて自由市場経済の下、比較優位のある産業を発展させ、それによる輸出の拡大をベースとした経済発展戦略あるいは、出来る限り経済への政府の介入を減らし小さな政府を実現し、経済発展を民間の活動により多く委ねるという意味での経済発展戦略と言うような意味でもチリモデルという言葉が使われている。例えば Corbo and Tessada (2001) は、チリモデルはラテンアメリカ地域域内にとどまらず、より広く、経済発展戦略のモデルという観点からも重要な意義を有していると指摘し、チリモデルは東アジアモデルに対するきわめて明瞭な対照的モデルであると指摘している。

このような意味でのチリモデルが、より厳密にどのような特徴を有するものであるか、また、それがより長期に継続可能なものであるか否かについては、詳細な検討が必要であると考えられる。しかも、このテーマについてはチリ国内においてもまだ十分な結論が得られているとは言えず、さらなる研究が必要であると考えられる。本書の第 10 章から第 13 章においても、この問題についての言及がかなり行われている。本章においては、これら各章との重複を避け、各章の著者以外による研究においてこの問題を巡ってどのような議論が行われているかについて考察しておくこととしたい。

まず 1980 年代半ばから 90 年代末にかけてのチリの高い成長は、比較優位を有する産業がチリ経済の自由化や改革の下で発展し、その輸出の拡大を中心とする経済発展に基づくものであったことは多くの著者が認めるところである。それは明らかに軍事政権発足以前の長期にわたる輸入代替工業化によって経済発展を達成しようとしたモデルとは異なるものであり、それは、政府が成長の可能性の高い産業分野の発展を促すと言ったようないわば政府主導型、または政府介入型の東アジアの発展のモデルとも明らかに異なっていると言えることができる。

しかしながら、現在チリで問われているものは、このような比較優位に基づく産業の自律的発展による高い成長が、今後も引き続き現在のような政策の下で、従って、上に述べたようなチリモデルによって、継続が可能か否かという点である。

この点については、いくつかの興味深い研究が行われている。まず Sachs and Larrain (2001) は、チリのこうした発展の中心となってきた銅鉱業と林業及び漁業の資源の賦存について詳細な検討を行い、銅鉱業と漁業については今後はこれまでのような発展は困難であることを明らかにしている。

例えば、銅の生産について 1980 年から 97 年においては、年成長率が 6.8% とそれ以前の 20 年間の 2 倍のスピードで増加してきており、特に 90 年代においては加速し、年増加率は 10.8% に達した。しかしながら、90 年代に入ってチリを中心とする銅の増産などを反映して価格は低下傾向にある。この価格の低下傾向が続くとするならば、物的な銅の生産量は今後 8.1% ないし 9.2% の年成長率で増加しなければ、これまでのような銅による収入

の増加を確保することは出来ない。しかしながら、上記の著者の詳細な検討によれば、この成長を維持するためにはチリは2億4200万トンないし2億8600万トンの銅の埋蔵量を必要とすると指摘している。しかるに現在明らかにされているチリの銅の埋蔵量は1億3800万トンないし1億7500万トンであり、従って、上に述べたような高率での銅の生産及び輸出を継続的に維持することは困難であり、それを、もし行うのならば2020年までにチリの銅の埋蔵量は枯渇してしまうと推定しているのである。

同様な推定を漁業及び林業に関して行った結果、漁業についても生産の拡大の可能性には限界があることが指摘されている。こうした検討から、チリが今後輸出による経済発展を遂げていくためには、天然資源に依存しない輸出を拡大する必要があるというのが上記の著者の結論である。Sachs and Larrain (2001)は、輸出の多様化を行わずに一次産品への依存のみで高い発展の水準を達成した国はごく少数であり、それらの国々は人口が非常に小さかったことと、その人口に対して相対的にきわめて豊富な資源が賦存していたという特徴を有しているとしている。そして1997年の世界開発報告において高所得国に分類された26の国のうち、20ヶ国は少なくとも財の輸出の60%が製造工業品によって占められていると言うのである。またチリは、一次産品に依存しているが故に、輸出収入の不安定性が高く、この不安定性を減少させるためにも輸出の多様化が必要であるとしている。

一方、Moguillansky (1999)は、『チリにおける投資：拡大サイクルの終了?』と題する著書において、チリにおいては、銅などの投資のピークは今日終了し、これまでのような高い成長率での銅の生産や輸出の拡大は、今後期待し得ないとの指摘を行っている。チリにおいては少数の分野に投資が集中しており、これら分野に関する分析に基づけば、2000年頃にはこれまで成長を維持し、かつ、国際収支の危機を回避することを可能にしてきた輸出の分野への投資サイクルが終わりに近づくことを示唆しているとの結論に達しているのである。ただし、1990年代後半においては、国内のインフラや住宅、商業施設、観光施設建設等への大規模な投資が行われたことから、固定資本形成の水準は、この時期には低下していないことも指摘している。従って、この研究では結論として、投資と成長のサイクルを新たに引き起こすような一連の政策と戦略を検討することが必要であるとしている。

ここに述べた投資サイクルの終了を説明する要因として、著者は一部の分野における投資効率の低下、国際価格の低下、他の国から世界市場への輸出拡大を引き起こしている新しいアクターの参入などを挙げている。

一方、チリの輸出振興政策 (PROCHILE) の活動の効果や、その下での非伝統的輸出品の輸出の拡大などについて詳細な検討を行った Macario (2000)は、近年、非伝統的輸出品の成長が鈍化してきていることを指摘し、チリの非伝統的輸出の高い成長にこれまで貢献してきた政策が現状のままでは、従来のような効果を期待し得ないことを指摘している。ウルグアイ・ラウンド以降のWTOの規定を遵守する必要から、輸出を促進する補助金などは廃止され、チリの輸出振興の各種の措置は、輸出の多様化を促すという点では、その有効性を次第に失いつつあると見ているのである。従って、輸出の拡大と多様化を可能にするような新たな一連の政策が必要であることを指摘し、具体的にその提案も行っている。

また、先に引用した Corbo and Tessada (2001)は、比較優位に基づく輸出の拡大をベースとするチリモデルが成功したのは、その実施された経済政策の結果によるものか、単に

一次産品輸出の拡大を可能にするという点で運のいい時期に当たっていた結果なのかを明らかにする必要があると述べている。

## 参考文献

- Agosin, Manuel y Ricardo Ffrench-Davis (1998), "La Inserción Externa de Chile", Cortazar, René y Joaquin Vial (compiladores), *Construyendo Opciones* CIEPLAN/DOLMEN, Santiago (Chile).
- Aninat, Eduardo (1998), *Informe del Estado Fiscal*, Ministerio de Hacienda, 8 de Octubre de 1998.
- Bosworth, Barry P., Rudiger Dornbusch and Raul Laban (editors) (1996), *The Chilean Economy: Policy Lessons and Challenges*, Washington, D. C.
- Boylan, Delia M. (1996), "Taxation and Transition: The Politics of the 1990 Chilean Tax Reform", *Latin American Research Review* Vol.31, No.1, 1996, University of New Mexico.
- Büchi, Hernan (1993), *La Transformación Económica de Chile: Del Estatismo a la Libertad Económica*, Grupo Editorial Norma, Santafé de Bogota (Colombia), Santiago (Chile).
- Centro de Estudios Públicos (1992), *"El Ladrillo": Bases de la Política Económica del Gobierno Militar Chileno*, Centro de Estudios Públicos, Santiago (Chile).
- Corbo, Vittorio and Jose A. Tessada (2001), "Growth and Adjustment in Chile: A Look at the 90s" (mimeo).
- Collings, Joseph and John Lear (1995), *Chile's Free-Market Miracle: A Second Look*, Institute of Food and Development Policy, Oakland (California).
- Drake, Paul y Ivan Jaksic (compiladores) (1999), *El Modelo Chileno: Democracia y Desarrollo en los Noventa*, Lom Ediciones, Santiago (Chile).
- Foxley, Alejandro (1993), *Economía Política de la Transición*, Dolmen Ediciones, Santiago (Chile).
- Guasch, Luis (1996), "Labor Reform and Job Creation: Unfinished Agenda in Latin American and Caribbean Countries", Burki, Shahid Javed., Sri-Ram Aiyer and Rudolf Hommes (eds.), *Poverty and Inequality*, World Bank, Washington D.C.
- Inter-American Development Bank (1991), *Socioeconomic Report: Chile*, Inter-American Development Bank, Washington, D.C.
- Jadresic, Esteban and Roberto Zahler (2000), *Chile's Rapid Growth in the 1990s: Good Policies, Good Luck or Political Change?* (IMF Working Paper), International Monetary Fund, Washington D.C.
- Larrain, Felipe (editor) (1994), *Chile Hacia el 2000*, Centro de Estudios Públicos, Santiago (Chile).
- Lederman, Daniel and William Maloney (2002), "Open Questions about the Link between Natural Resources and Economic Growth: Sachs and Warner Revisted", (mimeo).
- Loveman, Brian (1988), *Chile: the Legacy of Hispanic Capitalism*, Oxford University Press, Oxford.
- Macario, Carla (ed.) (2000), *Export Growth in Latin America: Policies and Performance*, Lynne Rienner Publishers, Boulder (Colorado).
- Moguillansky, Graciela (1999), *La Inversión en Chile: ¿El Fin de un Ciclo en Expansión?* CEPAL, Santiago (Chile).
- Meller, Patricio y Raul Eduardo Saez (1997), *Auge Exportador Chileno: Lecciones y Desafios Futuros*, CIEPLAN/Dolmen, Santiago (Chile).
- Montero, Cecilia, *La Revolución Empresarial Chilena*, CIEPLAN/Dolmen, Santiago (Chile).
- Pizarro, Crisostomo, Dagmar Raczynski and Joaquin Vial (editores) (1995), *Políticas Económicas*

- y Sociales en el Chile Democrático*, CIEPLAN/UNICEF, Santiago (Chile).
- Perry, Guillermo and Danny M. Leipziger (eds.) (1999), *Chile: Recent Policy Lessons and Emerging Challenges*, (World Bank Institute Development Studies), World Bank, Washington, D.C.
- Sachs, Jefferey and Felipe Larrain (2001), *A Structural Analysis of Chile's Long-Term Growth: History, Prospects and Policy Implications* (mimeo).
- Silva, Eduardo (1996), *The State and Capital in Chile: Business Elites, Technocrats, and Market Economics*, Westview Press, Boulder (Colorado).
- Valdes-Prieto, Salvador (1997), *The Economics of Pensions: Principles, Policies, and International Experience*, Cambridge University Press, Cambridge.
- Wisecarver, Daniel L. (editor) (1992), *El Modelo Económico Chileno*, Instituto de Economía, Universidad Católica de Chile, Santiago (Chile).
- 細野昭雄・恒川恵市(1993)『ラテンアメリカ危機の構図』有斐閣。